

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和元年11月8日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和元年度第8回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和元年11月8日(金)午後3時00分から午後4時04分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (4) 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届(市街化区域)について

2 農業委員

(1) 出席委員(8人)

1番 川端 哲男	2番 河北安之助	3番 磯部 一輝
4番 欠 席	5番 本田 和寛	6番 内藤 文紀
7番 宮村 澄孝	8番 可村 岸雄	9番 坂本 里美

(2) 欠席委員(1人)

4番 堀川 眞助

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(8人)

1番 鍋島 敬一	2番 坂本 哲也	3番 上田 幹雄
4番 新川 栄二	5番 大竹 計理	6番 山下 芳廣
7番 紫藤 淳	8番 古庄 隆光	9番 欠 席

(2) 欠席委員(1人)

9番 渡邊 幸伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 西山 昌憲

農地集積専門員 高山 勇

令和元年度第7回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中8名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

会長 本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。
会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長よろしくをお願いします。

議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。
議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
それでは、議事録署名人に7番 宮村委員、8番 可村委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局職員の西山さんを指名します。
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。
初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が農地の権利を取得することとなってい

るところであります。
それでは、議案の1ページをご覧ください。

議案第1号 関連がございますので、番号1及び番号2を説明します。
申請地及び面積等は、議案書のとおりです。
申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を10月31日(木)に実施しています。
お手元に配布しています「現地調査写真」のP1～P4をご覧ください。
農機具の確認は済んでおります。

では、本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するかどうか、お手元に配布しております調査書の農地法第3条(赤ラベル)の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取、農業委員の川端委員、宮村委員、推進委員の鍋島委員と現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、譲受人は園芸業を生業としながら、現に山都町、益城町等で農業(苗木の育成)に従事されています。今回、隣地地権者からの申し出があり、経営規模の拡大に意欲があるため、所有権移転の売買を行うものです。

次に権利取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人の経営規模につきましては、5,156.57㎡(菊陽町内)であり、下限面積を満たしております。(下限面積50a)

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も同様な使用をされることから、周辺農地への影響はないものと思われれます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

なお、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと、集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

議 長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

1 番農業委員 議案第 1 号の番号 1 及び番号 2 について、1 番農業委員が説明します。
譲受人は、園芸業に取り組みながら、主に山都町では水稻栽培、菊陽町等では樹木の苗木を作付けされています。今後も農業に従事していくとのことであり、現地調査においても、適正に農地を管理されており、特段問題ないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第 1 号の番号 1 及び番号 2 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第 1 号の番号 1 及び番号 2 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 1 号の番号 3 を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号番号 3 を説明します。

申請地及び面積等は、議案書のとおりです。
申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を 10 月 31 日 (木) に実施しています。
お手元に配布しています「現地調査写真」の P 5 ～ P 7 をご覧ください。

農機具の確認は済んでおります。

では、本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するかどうか、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取、農業委員の本田委員、宮村委員と現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得するものが、取得後において耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、譲受人は建築業（大工）を生業としながら、太秋柿の栽培に従事されています。今回、隣地地権者からの申し出があり、経営規模の拡大に意欲があるため、所有権移転の売買を行うものです。

次に権利取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人の経営規模につきましては、10,845㎡であり、下限面積を満たしております。（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も同様な使用をされることから、周辺農地への影響はないものと思われれます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

なお、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと、集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

7番農業委員 議案第1号の番号3について、7番農業委員が説明します。
譲受人は、建築業を生業としながら、奥様と太秋柿の栽培に取り組まれており、兼業ではありますが、今後も農業に従事していくとのこととあります。現地調査においても、適正に農地を管理されており、特段問題ないと思われ
ます。よろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第1号の番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として
意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を
議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 農地法第5条は、権利移動の伴う転用でございます。
議案書2ページ、番号1について説明します。

申請地及び面積等は、議案書のとおりです。

転用目的は、診療所（眼科）です。

権利は、賃借権の設定による転用です。

この議案につきましては、現地調査を10月31日（木）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP8～P
10をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラ
ベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第2種農地と判断しました。

(10ha未満の小集団の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は10ha未満の小集団の第2種農地あり、原則許可することができませんが、代替性の検討をすることにより、他の用地では事業の目的を達することはできないと認められるときは、例外的に許可することができるものです。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

7番推進委員

議案第2号の番号1について、7番推進委員が説明します。

本申請地は、10ha未満の小規模の農地であり、事務局から説明がありましたとおり、北側は国道57号線、南側は里道、東側は店舗であり、西側は将来薬局となるものです。転用することにより、他に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号の番号2を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第 2 号番号 2 を説明します。
議案書の 2 ページです。

申請地及び面積等は、議案書のとおりです。
転用目的は、資材置場です。
権利は、賃借権の設定による転用です。

この議案につきましては、先程と同じく、現地調査を 10 月 31 日（木）に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 11 ～ P 13 をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第 4 条、5 条（赤ラベル）をお開きください。
許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は 第 2 種農地と判断しました。
（10 ha 未満の小集団の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「1 の資力及び信用」から「10 の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は 10 ha 未満の小集団の第 2 種農地あり、原則許可することができませんが、代替性の検討をすることにより、他の用地では事業の目的を達することはできないと認められるときは、例外的に許可することができるものです。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

1 番推進委員

議案第 2 号の番号 2 について、1 番推進委員が説明します。
本申請地は、10 ha 未満の小規模の農地であり、北側は国道 443 号線、東側、南側は宅地、西側は店舗であり、転用することにより、他に影響を与

えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第2号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号番号3を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案書の2ページ、番号3について説明いたします。

申請地及び面積等は、議案書のとおりです。

転用目的は、建売住宅（14区画）です。

権利は、所有権移転による売買です。

この議案につきましては、先程と同じく、現地調査を10月31日（土）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP14～P16をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は 第1種農地と判断しました。

(おおむね10ha以上の一団の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありません

でした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのある第1種農地であり、原則転用不可ですが、都市計画法の集落内開発地域に属しており、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

- 議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。
- 1番農業委員 議案第2号の番号3について、1番農業委員が説明します。
本申請地は、東側、南側、西側に広がりのある一団の農地ですが、事務局から説明がありましたとおり、集落内開発地域に属しているとともに、東側、南側は道路、西側は里道に接しているため、宅地へ転用することにより、他に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。
- 議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？
- 7番農業委員 集落内開発区域に制限はあるのか？
- 事務局 市街化調整区域内の農振白地にしか、集落内開発区域は存在しないため、当該地の南側の農用地は、集落内開発区域外です。
- 議長 集落内開発区域はどこで確認できるのか？
- 事務局 都市計画課で確認できます。
- 議長 他にありませんか？
無いようですので、採決を行います。
議案第2号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。
- よって議案第2号の番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として

意見決定とします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和元年11月1日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP3～7をご覧ください。

今月は、

1の利用権設定が25件の52筆で合計面積109,045.00㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同意の声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の1の利用権設定については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について、事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第1号について、議案書の8ページをお願いします。農地法第5条第1

項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は4件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議 長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

(午後4時04分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和元年11月8日

会長

議事録署名人

議事録署名人